第８６回 電気用品調査委員会
平成２５年３月６日
資料 №５－４

技術基準に対応する国際規格と整合させたＪＩＳ等についての概要

（１２条提案）

担当小委員会	第 34-2 小委員会
事務局	（一社）日本照明器具工業会

＜ＪＩＳ情報＞

ＪＩＳ番号（発行年）	JIS C 8105-1（2013 予定）
対応国際規格番号（版）	IEC 60598-1　（2008 Ed.7）
ＪＩＳタイトル	照明器具－第１部：安全性要求事項通則
適用範囲に含まれる主な電気用品名	電気スタンド，家庭用つり下げ型けい光灯器具，その他の白熱電灯器具，その他の放電灯器具，エル・イー・ディー・電灯器具，庭園灯器具，装飾用電灯器具

＜審議中に問題となったこと＞

現行の規定は，内蔵するランプ制御装置の種類によって要求事項に差異があり，ランプ制御装置の火筒に“コンバータ”がある。今回，LED 照明器具に関する規定を追加するにあたって，コンバータに LED モジュール用制御装置が含まれるかが問題となった。この規格では，コンバータの用語に対する定義はないが，JIS C 8147-2-2 の electric step-down converter(convertor)の定義では，訳語は電子トランスとし，ハロゲン電球又は白熱電球用を一般に高周波数で点灯するものを指している。また，JIS C 8147-2-10 の convertor の定義では，訳語は変換器とし，“ある周波数の交流入力を別の周波数の交流入力に電子的に変換するためのユニット”としている。この規格では，これらの converter を念頭に置いて規定しているものと考えられる。LED モジュール用制御装置は，一般的には交流入力を直流に変換するものであり，converter には含まれないとすることとした。

＜主なデビエーション概要とその理由＞現在の省令第２項にないもの

項目番号	概要	理由
1.2	用語及び定義 次を追加する。 光源，交換形光源，非交換形光源，使用者非交換形光源，LED 光源，LED 照明器具	LED 光源をもつ照明器具（LED 照明器具）に関する規定を設けるため。
3.2	照明器具の表示 次を追加する。 ・感電に対する保護が必要な場合，使用者非交換形光源の固定されたカバーには“感電注意”記号 ⚡(三角形) を表示する。	LED 照明器具に対する規定の追加。
3.3	追加の情報 次を追加する。 ・非交換形光源及び使用者非交換形光源をもつ照明器具は，取扱説明書に次の主旨の情報を記載する。 非交換形：この照明器具の光源は交換できない旨。 使用者非交換形光源：この照明器具の光源は，製造業者等しか交換できない旨。	LED 照明器具に対する規定の追加。

技術基準に対応する国際規格と整合させたＪＩＳ等についての概要

項目番号	概要	理由
4	**構造** 次を追加する。 ・光出力 : 一般照明用 LED 照明器具の光出力は，ちらつきを感じるものであってはならない。 ・供用期間中の発煙，発火などの防止：LED 照明器具は，供用期間中に発煙，発火など火災に関連する故障が発生しないよう設計しなければならない。 ・非交換形光源をもつ照明器具は，照明器具を破壊することなく，光源の交換，充電部への接触ができてはならない。 ・JIS C 8324 に規定する蛍光灯ソケットは，ランプを着脱できる構造の照明器具では，蛍光ランプの接続以外で通電してはならない。 ・使用者非交換形光源を覆う保護カバーは，感電保護に対する保護に関する試験中，その位置が動いてはならない。	LED 照明器具に対する規定の追加。
12.3	**耐久性試験** 次を追加する。 LED 照明器具の試験電圧は，定格電圧又は定格電圧に範囲がある場合はその最大電圧の 1.1 倍とする。	LED 照明器具に対する規定の追加。
12.4	**温度試験（通常動作）** 次を追加する。 ・LED 照明器具の試験電圧は, 定格電圧の 0.94～1.06 倍の間で最も不利な電圧とする。 ・温度測定箇所に，ケース（LED モジュール用制御装置を追加する。	LED 照明器具に対する規定の追加。